

安全を優先した足場で、安心な作業を。

十日町労働基準監督署
上越労働基準監督署

協力 十日町地区木造家屋建築工事等安全対策連絡協議会

くさび緊結式足場の悪い組立例

何かが
足りない？



前踏みが一本とばし
などで抜かれています。



ポイント

厚生労働省で定める「足場先行工法に関するガイドライン」（足場先行工法に係る具体的な足場の基準や留意事項等を明らかにする内容のもの）では、「足場の種類」を足場は二側足場とすること。ただし、敷地が狭い場合等二側足場の設置が困難な場合には、ブラケット一側足場等とすることができる」としています。

ポイント

（社）仮設工業会で定める「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準」においても、「足場の種類」を足場は、本足場とすること。ただし、敷地が狭い場合等本足場の設置が困難な場合には、ブラケット一側足場とすることができる。」としています。

前踏みが一本とばしで組み立てられた
くさび緊結式足場は……



片流れの屋根の家など時は、足場が5～7段と高くなるので、揺れを強く感じる。

足場全体としての強度が落ちる。

解説！

- * 「二側足場」
建地に前踏みと後踏みがある単管足場のうち、住宅等の建築物の建設工事に用いる足場
- * 「ブラケット一側足場」
建地にブラケット（持送り枠）を取り付けている一側足場

解説！

- * 併せて、「認定基準に定める「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」に適合する部材を用いて、くさび緊結式住宅工所用足場の組立て及び使用の基準を適用する場合には、～(中略)～「足場先行工法に関するガイドライン」を遵守すること。」とされています。

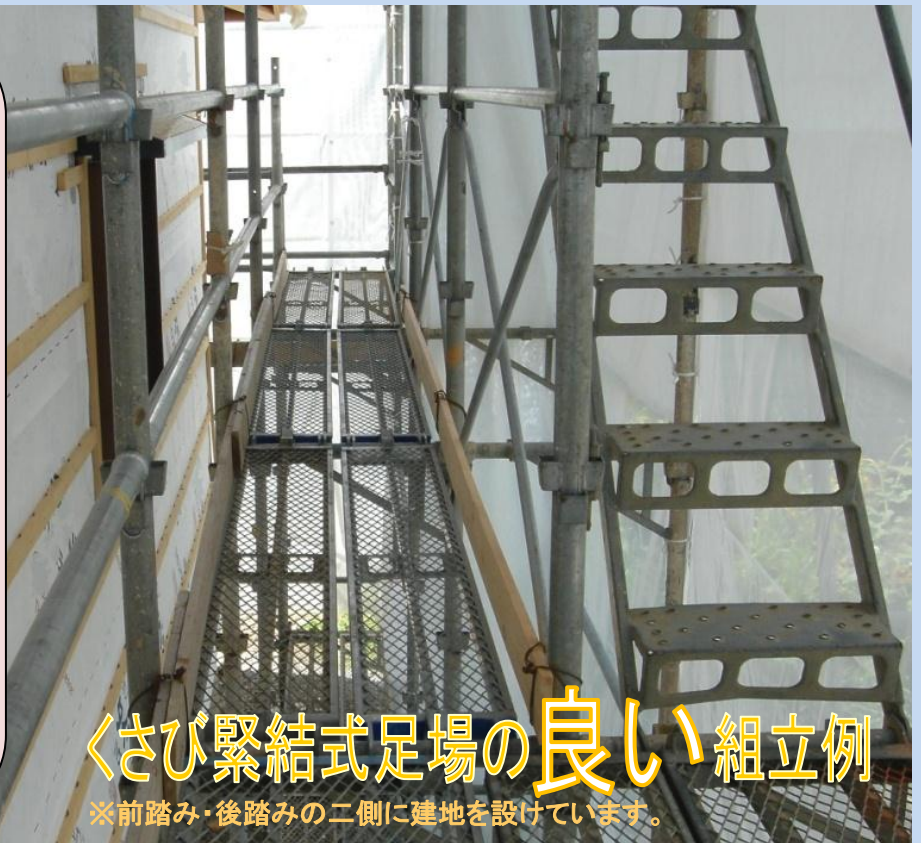


「足場先行工法は、新潟県を発祥とする安全管理手法で、全国に普及しています。今後とも発祥の地にふさわしい安全を優先させた足場の組立を中心に安全管理の徹底を図り、作業員が安心して働ける現場をめざしましょう。」

～注意しましょう～

二側足場とするか、ブラケット一側足場にするかどうかは、(仮設設備である足場の) 建地を前後に設置できないくらい敷地が狭いかどうかという観点から判断すべき事柄です。(経費を斟酌することとはされていません。)

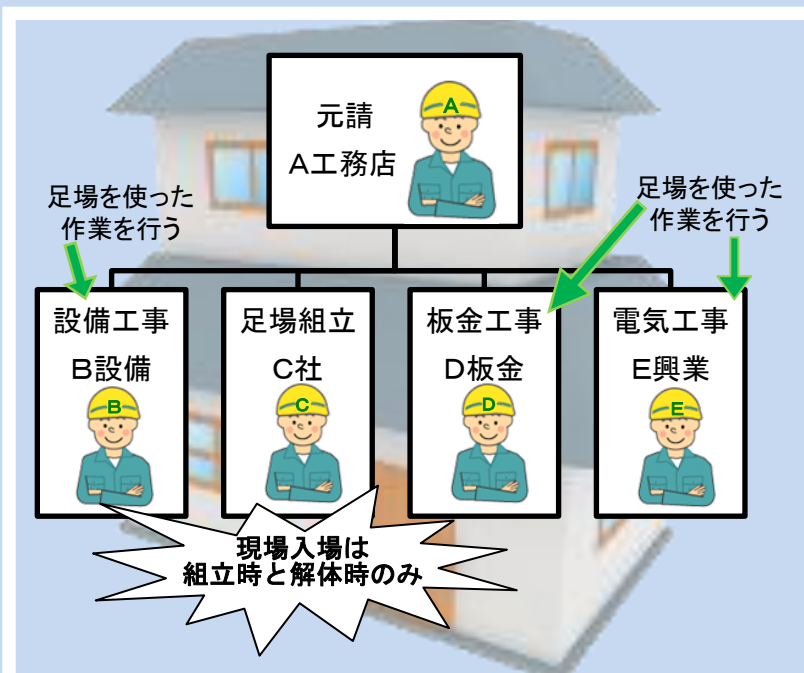
そして、建地が二本確保できるのであれば、前踏み・後踏みを問わず、間隔は、桁間 1.85m 以下、はり間 1.5m 以下とされていること(労働安全衛生規則第 571 条第 1 項第 1 号)から、前頁の写真の組み立て状態は適法ではないことになります。



くさび緊結式足場の良い組立例

※前踏み・後踏みの二側に建地を設けています。

足場の「組立て」と「使用」に関する労働安全衛生法上の責任



足場に起因する労働災害は、多くは足場の上で作業をしている場合です。

これに対する労働安全衛生法の責任(刑事責任、行政責任)は、**被災した労働者を雇用している事業者**(多くの場合、職別の工事業者(B～E社))や**場合により元請**(多くの場合A工務店)に対して問われます。

したがって、足場組立業者のC社が労働安全衛生法の責任を負うことは原則としてありません。

(参考)

民事責任は、多くの場合、労働災害と相当因果関係のある事業者に対して問われることが考えられます。(なお、責任を負う者が複数ある場合で、そのうち1人が被害者に賠償した場合には、他の責任を有する者の負担すべき過失割合(責任割合)に応じて求償することは可能です。)

元請であるA工務店が、①足場組立 C社に正しい足場を組立てさせたうえで、②A工務店が中心となって現場の安全管理を行いつつ、「**統括安全管理**」といいます。) 足場を実際に使用する職別の工事業者(B～E社)とともに、足場の作業開始前点検を通じて「有効保持」に努めることが必要となります。